

## 「生命保険協会」（生命保険相談所）のご案内

○「社団法人 生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR）機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

○ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

※当社の取扱った損害保険につきましては、「社団法人 日本損害保険協会」（そんぽADRセンター）を利用し、苦情及び紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

※当社の取扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）を利用し、苦情及び紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.finmac.or.jp>